

令和3年第10回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年第10回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和3年10月5日（火）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案
- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
  - (4) 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について
  - (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 ただいまから令和3年第10回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございます。

本日の総会の日程を御説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和3年10月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 それではこれより令和3年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に

関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号13番藤田委員、議席番号16番高宮委員の両委員を指名します。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知の報告は2件になります。そのうち基盤強化法利用権設定の解約が1件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件です。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1、申請番号2については関連する案件ですので、一括して地区担当推進委員の石橋委員から説明を求めます。

石橋推進委員

申請地区担当推進委員の石橋です。

議案第1号の番号1についてお願いします。

この申請は、売買による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大の為、申請地が譲受人の耕作地に近いので、譲渡人においては、高齢であり農業経営を縮小したい為、それぞれ希望するものです。

説明は以上です。

続きまして、議案第1号の番号2について説明します。

この申請は、使用貸借権を設定する申請です。申請の理由は、譲受人、譲渡人ともに番号1と同様の理由であります。なお、使用貸借権の設定期間は10年であります。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号1、申請番号2について、一括して当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員から補足説明等を求めます。

高宮委員

議席番号16番、高宮です。

ただいま石橋推進委員さんがおっしゃったとおりでございます。まして、地元としては何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

**川村推進委員** 地区担当推進委員の川村です。申請番号3について説明いたします。

本件は第3条に伴う所有権の移転でございます。この土地については、譲渡人の土地が数年前に農地内に存在していることは知っておりました。何度か処分しようとしたのですが、現在に至っております。今現在、ハウスの一部として使用されています。今回、経営規模拡大ということで申請がございました。何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番今関委員から補足説明等を求めます。

**今関委員** 議席番号14番、今関でございます。

推進委員の川村さんの御説明のとおりでございます。地

元としては何ら問題はありません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員

担当地区推進委員の鈴木でございます。

この4番の申請におかれましては、譲受人の道路を挟んですぐ前の畑が譲渡人の土地になるのですが、譲渡人におかれましては、土地自体は譲渡人のおじさんの名義にずっとなっていたんですが、おじさんが亡くなってずっとそのままにしておいて、譲受人のほうもずっとそれで借りていたんですが、今回、名義を変えて譲渡人のほうで売買どうですかという話がうまく進みまして、このような形になりました。

田んぼを埋めての畑ということで、今現在ちょっと荒れておりますが、譲受人のほうできれいにするそうです。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員から補足説明等を求めます。

増田委員

議席番号 8 番、増田です。

ただいま鈴木推進委員さんのほうから御説明があったとおりです。畑として利用されるということで、地元としては何ら問題はないと思われま

す。権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号、申請番号 4 について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第 2 号

議長

日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。

議案第 2 号、申請番号 1 について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

- 事務局 議案第2号の番号1について、説明する。
- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。
- 伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
現在、譲受人のほうはアパートに住んでいまして、アパートが手狭になったので、家を建てるために祖母の持っている土地を借りることになりました。全く問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の井野委員からの報告を求めます。
- 井野委員 議席番号12番の井野です。  
ただいま地区担当推進委員が申したとおりであり、何ら問題ございません。  
本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件であります。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われれます。よろしくをお願いします。
- 議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。  
次に、議案第2号、申請番号2について、事務局から申請

概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号の番号2について、説明する。

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

**齋藤推進委員** 地区担当推進委員の齋藤です。  
議案第2号、2番について説明いたします。申請地は住宅地の中の農地であり、場所については問題ないかと思えます。  
また、申請人は自営業を営んでおり、焼き肉店とラーメン屋を家族で経営しております。また、九州、福岡市にも店舗を持っておるとのことです。自営業で使用する備品や書類を入れておく倉庫を専用住宅と同じ敷地内に一緒に計画したいとのこと。また、その備品や書類については、現在は店舗の片隅や以前の店舗近くに別の倉庫を借りて格納しているような状態です。置き場所にとっても困っているとのこと。  
また、駐車場については、家族で5台の乗用車を所有しているとのこと、そのためのカーポートの設置を計画したとのこと。  
以上であります。よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の古谷委員からの報告を求めます。

**古谷委員** 議席番号11番、古谷です。  
今、齋藤推進委員から説明があったとおりでございます。本件は第3種農地への専用住宅及び駐車場、倉庫の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。  
また、面積についても、事業の目的から見て適正であると認められます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われます。  
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号3、申請番号4については、関連する案件ですので、一括して事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号3、番号4について、説明する。

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
引き続き、議案第2号、申請番号3、申請番号4について、関連する案件であり同じ地区のため、一括して審議することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、本件に関しては、一括審議とします。

地区担当推進委員の廣口委員から説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。  
申請番号3及び4について御説明申し上げます。  
申請人が現在住んでいる住まいはだいぶ老朽化がすすんでいるらしく、祖母と父が所有する実家近くの土地に新築したいとのこと。この場所は、周りに家が建っておりまして、別に地元としては問題ないだろうと思います。よろしく願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の井野委員からの報告を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。  
ただいまの推進委員の説明のとおりでありまして、別段問題ありません。

本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件であります。住宅が周辺の集落に接続し設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第2号、申請番号3、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。  
次に、議案第2号、申請番号5について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号5について、説明する。

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の川村委員から説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。番号5について説明いたします。  
第5条に伴う所有権移転でございます。譲受人が近くで建

設土木業をしております、現在は事務所が自宅敷地内にあり、手狭であるため、今回、近くであるこの土地を求めまして、新しく事務所を建設したいということで申請がございました。周りは住宅地でございますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の古谷委員からの報告を求めます。

**古谷委員** 議席番号11番、古谷です。  
ただいま川村推進委員から説明があったとおりでございます。本件は第2種農地への事務所の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺の農地への影響等において問題ないと思われまふ。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまふ。よろしく御審議をお願ひします。

**議長** 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第2号、申請番号5について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

◎議案第3号

**議長** 日程第6、議案第3号、令和3年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。  
この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りい

たします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号について、説明する。

**議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
所有権移転個人明細番号1及び利用権設定等個人明細番号1から8までを一括して採決します。  
本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

#### ◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
通常ですと、ここで事務局の概要説明の後に地区担当推進委員に概要などを説明していただいておりますが、本日は件数が多いことから、事務局で通常の議案の説明に加え、番号ごとの経営改善の概要も一括して説明させます。よろしく願います。

**事務局** 議案第4号について、説明する。  
それでは、番号1から14について説明します。

番号1、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。排水が悪い畑が多いため、プラソイラーなどで排水対策を行い、収量、品質の向上を図るそうです。また、堆肥、緑肥の施用で土壌の物理性を改善し、収量の向上を図るそうです。

番号2、営農類型は水稲で、主要作物も水稲です。高性能な機械を導入し作業の効率化を図るとともに、雇用を導入し、経営規模拡大を目指していくそうです。また、環境に優しい米作りを行い、付加価値のある米を販売し、所得の向上を図るそうです。

番号3、営農類型は水稲、施設花きで、主要作物は水稲と花きです。水稲は育苗センター・ライスセンターを有効活用するとともに、条件のよい圃場を借り入れ、経営規模拡大を目指すそうです。花きは品質にばらつきがあるため、優良品種の導入を図っていくそうです。

番号4、営農類型は酪農、水稲で、主要作物は酪農、水稲です。効率よく作業を行い年間労働力の短縮を図り、ゆとりのある経営を目指していくそうです。また、酪農、水稲ともに生産効率を高めていくそうです。

番号5、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。ネギの土壌病害防除を徹底し品質、収量の向上を図るそうです。また、ネギの収穫機を導入し、面積拡大と省力化を図り、所得の向上を目指すそうです。

番号6、営農類型は水稲、小麦で、主要作物も水稲、小麦になります。ドローン等の機器を利用し作業の効率化を図っていくそうです。農地中間管理機構を利用し、作業効率がよくなるよう、自宅近くの農地をあっせんしてもらおうそうです。

番号7、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲とネギになります。機械規模に見合う範囲で規模拡大を図り、ドローンを導入し薬剤散布等省力化を図るそうです。また、ネギは、ハイクリブームを導入し薬剤散布作業の効率化し、土作りに努め土壌病害防除を徹底し収量、品質向上を図っていくそうです。

番号8、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。様々な機械を導入し、作業を合理的、省力的に行えるようにしていくそうです。また、緑肥や堆肥による土づ

くりに努めるとともに、土壌病害回避のために土壌消毒を励行していくそうです。

番号9、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。ネギは、圃場の条件によって育苗方法を選択し生育を図るそうです。また、乗用型防除機を導入し、作業の省力化を図るそうです。また、水稲は機械の規模に見合う経営規模拡大を今後図っていくそうです。

番号10、営農類型は露地野菜で、主要作物はネギです。自動運転機能つきトラクターを購入し作業の効率化を図るそうです。また、夏ネギは栽培出荷を開始したばかりなので、農業事務所の指導を受け適切に対処していくそうです。

番号11、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。作業人員の高齢化に伴う人手不足解消のため、作業工程の簡略化と低価格の資材を使用した生産費の削減を図るそうです。また、ネギの土壌病害に対応した消毒と土づくりによって、品質と収量の向上を図るそうです。

番号12、営農類型は露地野菜、施設野菜、水稲で、主要作物はほうれん草、人参、レタス、水稲です。農地が分散しているため、圃場を集積し作業効率を高めたいそうです。また、緑肥の活用によって、土壌病害を回避し、土壌肥沃度を向上させることで生産性の向上を図るそうです。

番号13、営農類型は露地野菜、水稲で、主要作物はネギ、ソラマメ、水稲です。露地野菜の経営規模は現状維持で省力化を図り所得の向上を目指すそうです。水稲は、経営規模を拡大し、収益の向上を図るそうです。

番号14、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。労働力不足のため、大苗育苗からセル苗の育苗に移行していくそうです。水稲は機械に余裕があるため、経営規模の拡大を目指し、露地野菜の経営規模は現状維持のまま省力化を図り所得の向上を目指すそうです。

以上になります。

**議長**

事務局からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第4号、番号1から番号14について一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は11月5日金曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、御参集をお願いします。御苦勞様でございました。